

富山県告示第 177 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定による  
登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性  
判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項  
の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判  
定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規  
則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定により、公示する。

平成 29 年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性  
能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

平成 29 年 4 月 1 日

(建築住宅課)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（抄）

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施等）

**第 15 条** 所管行政庁は、**第 39 条**から**第 42 条**までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に、第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 3 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（抄）

（委任の公示）

**第 8 条** **法第 15 条**第 1 項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることとした所管行政庁（次条において「委任所管行政庁」という。）は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日を公示しなければならない。